

みなみまぐろの年間総漁獲利用可能量の未漁獲量の限定的繰越し に関する決議

(第26回委員会年次会合(2019年10月17日)において採択)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

2011年第18回年次会合において「管理方式の採択に関する決議」が採択されたことに留意し、

また、同決議が、3年間のブロックごとにみなみまぐろの全世界の総漁獲可能量(TAC)を設定する管理方式を採択していることに留意し、

メンバーが各割当年内において各々の総漁獲利用可能量を効率的に管理する必要性、及びメンバーの年間総漁獲利用可能量の限定的な繰越しを認める必要性を考慮し、

未漁獲量の繰越しに関する規定が、各割当年間における漁獲に関する柔軟性を付与することでこの漁業に恩恵をもたらし得ることを認識し、

こうした規定が現行の管理方式の運用及び全世界のTACの設定において負の影響を及ぼさないという知見に基づき、

この繰越しに関する規定が、一部のメンバーに対して行政的な混乱を生じさせる可能性があること、したがって、各メンバーが自国船に対してこの規定を適用するかどうかは、それぞれのメンバーの判断に委ねられるべきであることを認識し、

条約第8条3(b)に基づき、次のとおり合意する。

セクション1：繰越し措置の設定

1. 拡大委員会は、この決議により、メンバーの年間総漁獲利用可能量¹の未漁獲量の限定的な繰越しに関する措置を策定する。
2. メンバーは、総漁獲利用可能量の未漁獲量の繰越しを行うかどうかを決定するものとする。未漁獲量の繰越しを行うことを決定したメンバーは、次のセクション2-4において規定する措置に基づきこれを実施するものとする。

セクション2：繰越し措置

3. メンバーの年間総漁獲利用可能量において未漁獲量が生じた場合には、そのメンバーは当該未漁獲量を次の割当年に繰り越すことができる。た

¹ 総漁獲利用可能量とは、当該割当年におけるメンバーへの有効漁獲上限としての配分量に、未漁獲の配分量として当該割当年に繰り越された一切の数量を加えたものをいう。

だし、ある年から次の年に繰り越すことができる総割当量は、繰り越される漁獲枠が生じた年におけるメンバーの有効漁獲上限の 20% を超えてはならない。

4. メンバーの年間総漁獲利用可能量の未漁獲量は、当該割当年に関して、メンバーの年間総漁獲利用可能量から、当該メンバーに対して計上された全ての死亡量の合計を差し引いた数量に相当する。当該メンバーに対して計上された全ての死亡量の合計には、以下を含まなければならない。
 - a) SBT を主たる漁獲対象としたかどうかにかかわらず、商業的漁業操業に起因する死亡量
 - b) メンバーがそれぞれの国別配分量の範囲内で確保する、以下に対する割当の全量
 - 放流及び／又は投棄
 - 遊漁
 - 慣習的及び／又は伝統的漁業
 - 沿岸零細漁業
5. メンバーは、パラグラフ 4 (b) に規定された各項目について、割当年における実際の漁獲量にかかる最善の推定値を得よう努力するものとする。可能な場合は、メンバーによる割当の全量に代えて、同推定値が当該メンバーに対して計上された全ての死亡量に含められるものとする。
6. ある年のメンバーの総漁獲利用可能量は、当該割当年における同国の国別配分量に、直前の割当年における同国の国別配分量の 20% に相当する数量を加えた数量を越えてはならない。

セクション 3：繰越措置に関する通報及び報告

7. 事務局は、メンバーに対し、割当年の終了時点において、未漁獲分の割当量を次の割当年に繰り越すかどうかについての意向を確認するものとする。未漁獲分の割当量の繰越しを行うことを選択したメンバーは、事務局からの要請の受領から 90 日以内に、事務局に対してこれを確認するものとし、この確認には、新たな割当年における修正された総漁獲利用可能量を含むものとする。
8. メンバーは、当該割当年における実際の利用の有無にかかわらず、拡大委員会への年次報告書において、当該措置の適用について報告するものとする。

セクション 4：繰越しが適用されない場合

9. 追加的な管理行動を要する例外的な状況が生じているとする拡大科学委員会からの助言に基づき、拡大委員会が 3 年間のクォータブロック内において全世界の総漁獲可能量を削減することに合意した場合には、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする。

10. 拡大委員会が、3年間のクォータブロック内において、1以上のメンバーの国別配分量を削減することに合意した場合には、削減の状況を踏まえて拡大委員会が別の決定を行わない限り、当該メンバーは、この決議に規定される繰越措置を適用しないものとする。
11. より低い全世界のTACを管理方式が勧告した場合又は拡大委員会が決定した場合には、拡大委員会が別の決定を行わない限り、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする。
12. メンバーが2017年漁期又はそれ以降に国別配分量を超過した場合であってそれらの漁期の超過漁獲量を返済していない場合には、拡大委員会による他の合意がある場合を除き、メンバーは、こうした漁獲量が返済されるまで、この決議に規定される繰越措置を適用しないものとする。

セクション5：一般規定

13. この決議における措置は、採択と同時に発効するものとする。
14. 新たな管理方式の採択後、拡大委員会は、拡大科学委員会による助言を踏まえ、必要に応じて、この決議のレビュー及び改正を行うものとする。
15. この決議は、第21回委員会年次会合において採択された「みなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議」に代わるものであり、かつこれを失効させるものである。